



1 募集職種・採用予定数及び従事する業務

職 種	受験資格	採用予定人数	従事する主な業務
行政職（上級）	年齢・学歴等制限があります（詳細は与那原町HP掲載の試験案内をご覧ください）。	若 干 名	町長部局・教育委員会等において、それぞれの行政事務に従事します。
行政職（中級）		若 干 名	
行政職（初級）		若 干 名	

2 試験案内及び申込用紙の配布

(1) 試験案内の配布場所

- 与那原町ホームページ掲載
- 与那原町役場 3階総務課
※土日、祝日を除く、9時00分～16時30分
- 与那原町立図書館 ※入口チラシ置場

(2) 試験受付方法及び申込期間

受付方法 ▶ インターネットによる申込
※町ホームページ（試験案内）にURLを掲載します
申込期間 ▶ 令和8年8月4日（火）10時～
令和8年9月10日（木）正午まで



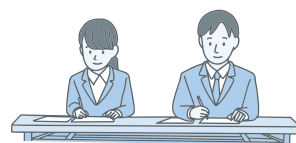
町ホームページ

(3) 試験日

● 行政職

- 第1次試験 ▶ 令和8年9月20日（日）※
第2次試験 ▶ 令和8年10月18日（日）※
第3次試験 ▶ 令和8年12月6日（日）※

※日程は、台風の接近等により、変更する場合がございます



問 総務課 ☎945-2201

9/13日

沖縄県知事選挙及び 県議会議員補欠選挙



投票日

県知事選挙と県議会議員補欠選挙で期日前投票開始日が異なりますのでご注意ください。

沖縄県知事選挙

告示日 8月27日（木）

投票日 9月13日（日） 7:00～20:00

期日前投票期間 8月28日（金）～9月12日（土） 8:30～20:00

県議会議員補欠選挙

告示日 9月 4 日（金）

投票日 9月13日（日） 7:00～20:00

期日前投票期間 9月5日（土）～9月12日（土） 8:30～20:00

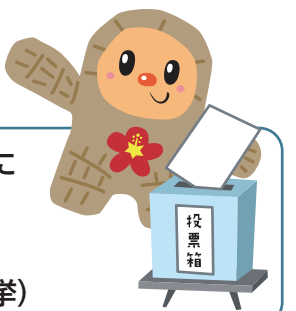
どちらの選挙の投票所（期日前期間含む）も役場1階 町民ラウンジ



投票できる方

⚠ 沖縄県外へ転出された方は投票できません

- 1 満18歳以上の日本国民であること
- 2 平成20年9月13日以前（9月14日生まれを含む）に出生した者
- 3 令和8年5月26日以前から与那原町に住所を有する者（県知事選挙）
- 4 令和8年6月3日以前から与那原町に住所を有する者（県議会議員補欠選挙）



不在者投票期間

県知事選挙

8月28日（金）～9月12日（土）

県議会議員補欠選挙

9月 5 日（土）～9月12日（土）



仕事や旅行など滞在先で…

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。



病院・老人ホームで…

⚠ 施設によって日時が異なります。指定施設へ確認してください。



身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいのある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。ただし、郵便等による不在者投票については、投票用紙等の請求は選挙の期日前4日までにを行う必要があります。
なお、今回初めて郵便投票をする場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きが必要です。

郵便等による不在者投票のできる選挙人		
障害者の区分	障害等の程度	
身 体 障 害 者 手 帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能	1級又は3級
	免疫、肝臓機能	1級から3級
戦 傷 病 者 手 帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5
上記に該当する方で、さらに次のいずれかに該当し、自書できない方は、あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する「代理投票」による投票ができます。		
障害者の区分	障害等の程度	
身 体 障 害 者 手 帳	上肢又は視覚	1級
戦 傷 病 者 手 帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

問 与那原町選挙管理委員会（総務課内） ☎945-2201